

令和2年7月1日

鯨肉取扱いご担当者 各位

一般社団法人日本捕鯨協会  
共同船舶株式会社

**【公益需要助成事業】  
啓発事業用のご利用にあたって**

啓発事業用途に提供するための鯨肉販売については、数量枠の範囲内で販売することが可能です。

この事業の利用にあたっては、(1)指定期限、(2)申請／報告ルールの2点を遵守していただく必要がございます。下記に則りご利用下さい。

※ 調査副産物の公益的利用について適用されたこれまでの制度とは変更されている点があるため、必ず下記の内容をお確かめの上、利用申請下さいますようお願いいたします。

**記**

① 事前の申請書の作成について

- イ. 申請書は別紙書式（申請様式第4号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 原則として申請書の受付は令和2年7月1日から同年12月25日までとなります。

② 実施報告書の作成について

- イ. 報告書は別紙書式（報告様式第4号）を用いて作成して下さい。
- ロ. 原則として全ての事項への記入が必要です。記入のない場合は、当該文書は無効となります。
- ハ. 報告書の提出期限を遵守して下さい。（令和3年3月10日までに提出）

※ 前制度で購入された調査副産物の未使用分がある場合は、従来の調査副産物用の報告書を使用し、本事業の報告書とは別に提出して下さい。

③ 売渡条件について

- イ. 購入代金は原則として、前納といたします。

以上